〔資金管理団体〕の部鶴翔会のうち1中
「収入総額　39,548,086　を　1,727,527」
「収入総額　39,588,086　に改め、1,767,527」
同部鶴翔会のうち2中
「支出総額　31,528,762」を「31,459,362」に改め、
同部鶴翔会のうち4中
「政治活動費　26,261,636　を　5,260,140」
「組織活動費　26,192,236　に改める。

○総務省告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書について、新党改革比例区第四支部及びグローバルネットワーク研究会に関し訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百四十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

平成26年解散分〔政党〕の部新党改革比例区第四支部のうち1中
「収入総額　7,170,940」を「10,788,120」に、
「収入総額　10,788,120」を「6,400,000」に、
「本年収入額　6,400,000」を「10,017,180」に改め、
同部新党改革比例区第四支部のうち2中
「支出総額　7,170,940」を「10,788,120」に改め、
同部新党改革比例区第四支部のうち3中
「その他の収入　400,000　金銭以外のものによる寄附相当分　400,000」を「4,017,180　金銭以外のものによる寄附相当分　4,017,180」に改め、
同部新党改革比例区第四支部のうち4中
「政治活動費　5,329,774」を「8,946,954」に、
「寄附・交付金　5,258,128」を「8,875,308」に改める。

平成26年解散分〔資金管理団体〕の部グローバルネットワーク研究会のうち1中
「収入総額　56,998,035」を「60,615,215」に、
「収入総額　60,615,215」を「36,110,917」に、
「本年収入額　36,110,917」を「39,728,097」に改め、
同部グローバルネットワーク研究会のうち2中
「支出総額　56,542,530」を「60,159,710」に改め、
同部グローバルネットワーク研究会のうち3中
「寄附　政治団体分　35,258,128」を「35,258,128　政治団体分　38,875,308」に改め、
同部グローバルネットワーク研究会のうち4中
「政治活動費　51,655,179」を「55,272,359」に、
「その他の経費　400,000」を「4,017,180」に改め、
同部グローバルネットワーク研究会のうち5中
「新党改革比例区第四支部　5,258,128　世田谷区」を「新党改革比例区第四支部　8,875,308　世田谷区」に改める。

○総務省告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、岡田かつや後援会、鶴翔会、島田三郎後援会及び安来政治経済懇談会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕の部岡田かつや後援会のうち7中
「7　資産等の内訳　」を「8　資産等の内訳　」に改め、
同部岡田かつや後援会のうち6の次に次のように加える。

7　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
衆議院議員岡田克也大阪政経セミナー（平成26年4月21日開催）
〔個人からの対価の支払〕
岡田　卓也　1,000,000　大田区
〔団体からの対価の支払〕
㈱ニトリ　1,000,000　札幌市
衆議院議員岡田克也東京政経セミナー（平成26年10月27日開催）
〔個人からの対価の支払〕
岡田　卓也　1,000,000　大田区
同部鶴翔会のうち1中
「収入総額　41,111,286　を　8,019,324」
「収入総額　41,220,686　に改め、
前年繰越額　8,128,724」
同部島田三郎後援会のうち1中
「収入総額　0」を「50,000　に改め、
本年収入額　50,000」
同部島田三郎後援会のうち2中
「支出総額　0」を「20,000」に改め、
同部島田三郎後援会のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳
寄附　50,000
政治団体分　50,000
4　支出の内訳　20,000
経常経費　20,000
事務所費
同部安来政治経済懇談会のうち2中
「支出総額　509,582」を「519,582」に改め、
同部安来政治経済懇談会のうち4中
「経常経費　396,596」を「406,596」に、
「事務所費　47,355」を「57,355」に改める。

○総務省告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、社会活力研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第六十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分～平成二十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

平成26年分〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕の部社会活力研究会のうち5中
「維新の党　1,000,000　大阪市　」を「維新の党　1,000,000　千代田区　会議員団本部　」に改める。

○総務省告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党徳島県参議院選挙区第二支部、自由民主党東京都参議院比例区第六十七支部、『明日の日本』研究会、岡田かつや後援会、鶴翔会、小西ひろゆき後援会、塩谷政治経済研究会、島田三郎後援会、政経文化研究会、高野光二郎政治研究会、中西祐介後援会、二十一世紀の会、フォーラム・ユーリカ、茂木敏充政策研究会、安来政治経済懇談会、山口和之全国後援会、陸山会、わかさ会及び日本酪農政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百二十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分～平成二十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

〔政党の支部〕の部自由民主党徳島県参議院選挙区第二支部のうち2中
「支出総額　11,600,392」を「11,635,580」に改め、
同部自由民主党徳島県参議院選挙区第二支部のうち4中
「経常経費　9,828,961」を「9,846,989」に、
「　事務所費　1,965,832」を「1,771,431」
政治活動費
「　事務所費　2,003,860」に、
政治活動費
「組織活動費　1,788,591」を「695,467」を
「組織活動費　712,627」に改め、